

『北日本漁業』第37号掲載論文に関する訴訟と和解について

〇はじめに

当学会の会員である婁・中原両氏が当学会に対して提起した訴訟については別紙のとおりの内容で訴訟上の和解をいたしました。

以下では今回の問題に対して学会がとった措置から最終的に和解に至る経緯を、自省の念を込めて検証し、併せてこの問題に関する学会の見解を公表するものです。

2009年5月～6月にかけ、本学会会誌『北日本漁業』第37号所収の論文中原尚知・本田幸子「サンマの需給構造と市場の変化」（以下当該論文）について「盗作ではないか」との告発が学会の内外から複数寄せられました。

そこで、2009年8月に本学会会長はこの件に関する調査委員会を設置しました。調査委員会は事実関係を明らかにし同年9月会長に報告しました。この段階で明らかにされた事実関係を踏まえ、10月8日の理事会での審議、および翌9日に開催された総会での議決にもとづき、11月24日、当該論文の掲載を取り消すとともに、「筆頭著者として「盗作」との疑念を招く論文を投稿するに至った中原会員と、隠蔽工作とみられても仕方のない対応をとった婁会員に対し、今回の事態についての猛省を促すとともに、二度とこのようなモラルに欠ける行為を行わないよう厳重に注意する」との会長名の通知等を会員および関係機関に対して送付し学会のウェブサイトで公表しました。

この措置に対し、婁・中原両会員は2010年7月20日学会を相手取り損害賠償を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

数度の口頭弁論と証人尋問を経て、裁判所より強い和解解決の促しがあったことから、2011年6月16日に和解が成立いたしました。調査委員会が明らかにした事実を元にしてなされた上記通知にある「「盗作」との疑念を招く」や「隠蔽工作とみられても仕方のない対応」という評価（表現）については、社会的にみて相当な評価（表現）ではなかったことは認めざるを得ないとの判断にたち、別紙のような内容で和解解決すると判断いたしました。

なお、当該論文の掲載取消処分には何の影響もございません。

〇措置に至る事実経過

1. 調査委員会の設置とその調査結果

本学会事務局は6月半ばに中原氏に電話で事情を照会し、学会会長は6月25日および7月3日に緊急常任理事会を召集し、当該論文および当該論文の原著作物であると指摘された「平成18年度資源管理体制・機能強化総合対策委託事業・サンマ加工・流通の実態と業者認識及び対処方向の把握に関する調査報告書」（2007年3月、(社)日本水産資源保護協会（全118ページ））（以下サンマ報告書）を精査し、当該論文の著者である中原尚知・本田幸子両氏に対して通告書を送付し、7月末日までにこの問題に関する回答を文書で求めました。

7月30日付けで中原尚知・本田幸子両氏から通告書に対する回答（以下回答書）がよ

せられました。8月12日会長はこの回答書に記載された事柄を検証するためにこの問題に関する調査委員会を設置しました。調査委員会は9月11・12日の両日、回答書に記載されていた関係機関に対するヒアリング調査をおこないました。ヒアリングの対象は、水産庁、独立行政法人水産総合研究センター（以下水研センター）、および社団法人日本水産資源保護協会（以下保護協会）です。

調査委員会による調査の内容は以下のとおりです。

(1)サンマ報告書と当該論文の関係について

当該論文はサンマ報告書および当該論文の共著者である本田幸子氏が2006年9月に東京海洋大学大学院に提出した修士論文（以下、本田修士論文）との強い類似性が確認されました。また、サンマ報告書には中原氏の寄与を示す文言は記載されておらず、本田修士論文にも中原氏の名前は記載されていませんでした。

サンマ報告書には「本報告書は婁小波（東京海洋大学海洋科学部）、本田幸子・原田幸子・李銀姫（東京海洋大学大学院生）の協力を得て、下村政雄・小林曜蔵（（社）日本水産資源保護協会）が取り纏めた」（p.1）とあり、当該論文の第二著者である本田幸子氏の名は記載されていますが、筆頭著者である中原氏の名はサンマ報告書のなかには一切記載されていません。このことに対し、回答書では「報告書では「協力を得て」との表現になっておりますが、実質的には婁研究室及び中原によって文章化まで行われています」とありました。

(2)水産資源保護協会に対する調査結果

調査委員会による保護協会に対するヒアリングにおいて、サンマ報告書の取り纏めにあった保護協会の担当者は、本田幸子氏がサンマ報告書の作成に大きく関わったことは認めましたが、中原氏がサンマ報告書の作成に関わっていたかどうかについては知らないと回答しました。さらに、担当者は、(1) 2009年7月に当該論文を水研センター職員から見せられたときに初めて中原氏の名前を知った、(2) 直接中原氏本人に会ったのは同年7月21日に婁氏が中原氏を伴って協会を訪れたときが初めてであった、の2点を調査委員会に述べました。

中原氏の名がサンマ報告書にない理由として、中原氏は、回答書において、「報告書には中原の名前が記されておりませんが、これは、調査メンバーとしては登録されなかったことが理由です」と説明していますが、この点について、保護協会担当者は、「協会としては婁氏と契約したのであり、婁氏が誰を使おうとそれは婁氏の自由であり、そもそもメンバーの登録などという仕組み自体が存在せず、婁氏が報告書提出時に協力者として名前をそこに記載しさえすれば、その時点で誰でも協力者となるはずであった」との見解を示しました。

(3)水産庁に対する調査結果

水産庁担当官に対するヒアリングでは、『北日本漁業』第37号の発行後の2009年6月中旬もしくは下旬に、婁氏からこの担当官に電話があり、報告書を論文化したいという申し出があったとのことでした。ただし、このとき担当官は中原氏の名は聞いておらず、婁氏による論文化であると理解していました。担当官は、事前の協議がなかったことは遺憾としつつも、①報告書の事業実施者からの公表の申し出であること、②論文の内容が特許

に絡むなどの機密的事項や国家批判ではなく報告書のままであり、大きな問題とならないこと、③当該論文がすでに発表されてしまっている、の 3 つの理由から「不問」にしたと述べました。

また、婁氏が論文化の許諾を求めた際、担当官は婁氏に対し当該論文を持参するよう求めましたが、婁氏が担当官に論文を持参した事実はなく、担当官が論文の実物をみたのは、婁氏から論文化の許諾を要請された時点から 2 週間以上が経過した 7 月 14 日に南青山会館で水研センターの担当者から見せられたときが最初であったという事実もありました。

(4)水産総合研究センターに対する調査結果

水研センターの担当職員に対するヒアリングでは、当該論文の存在を知ったこの担当職員が、7 月 14 日に保護協会に対し、水研センターが保護協会に事業を委託する際の契約上、事業で得た成果を公表するにあたっては水研センターと保護協会の間で事前協議をおこなうことがうたわれているにも関わらず、何らの事前協議もなく当該論文が公表されたことについての抗議をおこなったとのことでした。また、水研センターから保護協会に対して抗議があったことは保護協会側も認めており、この水研センターからの抗議によって保護協会は当該論文の存在を知ったとのことでした。

以上のように調査は的確におこなわれ、調査内容は報告書にまとめられ、9 月 30 日に会長に提出されました。

2. 婁・本田両氏に対する事情聴取と中原氏の弁明

学会会長は調査委員会の報告を受け、10 月 4 日付けで中原氏に対し、当該論文の学会誌掲載を取り消す処分を 10 月 8 日に福井県小浜市で開催される理事会と翌 9 日に開催する総会で提案する予定であり、ついでに、理事会の前に弁明の機会を与えるので来てもらいたいと中原氏に伝えました。これに対して、中原氏は出席できない旨を 10 月 8 日付けで会長に回答しました。

10 月 8 日の理事会および 9 日の総会では、中原氏には弁明の機会を与え、本田幸子・婁小波の両氏から事情聴取をおこなった上で対応を会長に一任するとの決議がなされました。

総会の決議を受け、会長は理事を東京に派遣し、11 月 6 日に本田氏に対し、11 月 8 日には婁氏に対し、それぞれ事情確認をおこないました。さらに、11 月 22 日には札幌において中原氏の弁明を受けました。

事実確認の際、サンマ執筆者の署名捺印入りの執筆分担表と、サンマ報告書執筆に対して報酬の支払いがあったことを示すものとして預金通帳の写しが、婁氏によって示されました。

執筆分担表の日付が、調査委員会が保護協会にヒアリングをおこなう以前の 2009 年 7 月であったことから、調査委員が保護協会に対して「われわれのヒアリングの際になぜこの分担表をみせてくれなかったのか」と電話で照会したところ、保護協会の担当者は、「執筆分担表は婁氏が持ってきた原文に「私の執筆担当部分に関わる上記の記載事項が事実であることに相違ございません」という一文を加えた上で署名捺印したもので、自分が執筆した箇所についてのみ証言するものであり、自分が執筆した箇所以外を証明するものではない」と回答しました。

婁氏がサンマ報告書執筆の報酬であると主張した金銭の振り込み日は、サンマ報告書が作成された2007年3月から2年近くも経過した2009年1月26日でした。

11月22日におこなわれた中原氏の弁明において、中原氏はサンマ報告書の自らの具体的な執筆箇所を述べることなく、アイデアの提供をおこなったとの主張をしました。

以上の、本田・婁両氏に対する事情聴取の結果と中原氏の弁明を踏まえ、会長は11月24日に常任理事会を招集し、当該論文の学会誌掲載を取り消すとともに、「はじめに」で述べた措置をとり、会員等に対しその旨を通知しました。

○訴訟と和解の経緯

「はじめに」で述べた措置は事実誤認に基づくもので、学会がとった措置によって、予定されていた出版物が出版中止に追い込まれるなどの損害が発生したとして、婁・中原両氏は当学会を相手取り、2010年7月20日に東京地方裁判所に損害賠償請求等の訴えを起しました。

裁判では、調査結果等で学会が知り得た事実に関して学会の評価（表現）、すなわち、中原氏については通知等で使用されている『『盗作』との疑念を招く状況』、婁氏については「(i)『盗作』との疑念を招く状況に強く関わった、(ii)原告中原を筆頭著者として、『『盗作』との疑念を招く状況にある』本件論文を投稿するようはたらきかけた、(iii)事実の隠蔽を図ったものと受け取られても仕方がない対応を取った」という評価の社会的相当性が問われました。

通知等で中原氏に対して学会は「盗作」とであると断定したわけではなく、『『盗作』との疑念を招く状況』と評価したわけですが、「盗作である」と断言することも、『『盗作』との疑念を招く状況』という文言も、社会通念的には同質の評価を与えてしまうものであります。したがって『『盗作』との疑念を招く状況』であるという事実の証明がなされない限り、通知等でおこなった学会の行為は名誉毀損行為に該当すると評価されてもやむを得ないと判断いたしました。

また、婁氏に対しての評価（表現）も、中原氏に対する評価（表現）と同様で、婁氏の一連の行動が「事実の隠蔽を図ったものと受け取られても仕方がない対応」であったという証明がなされない限り名誉毀損行為に相当することは認めざるを得ないと判断いたしました。

学術団体である学会と会員との間での論文投稿および発表にかかわる紛争であったことから、裁判所より和解解決が強く促されました。

加えて、本件提訴以降、口頭弁論等において、関係者の供述内容の変化等もあったことから、別紙記載の和解条項にもとづく和解解決をおこなうことといたしました。

○おわりに

「科学技術情報流通技術基準・学術論文の執筆と構成（S I S T 0 8）」（独立行政法人科学技術振興機構、2010年）等を示された学術論文投稿・発表に関する基準は、厳格に護られるべきものであり、これを逸脱したものを学会として受け入れることができないのは当

然のことです。

「学術論文の執筆と構成」では「テクニカルレポート、学位論文、学術大会等における発表論文、又は会議録等で発表した内容を論文として執筆する場合は、もとのテクニカルレポート等の書誌を記載する」、「論文の著者は実際にその研究に携わった者であり、論文の内容に責任を持つ者とする。研究に対して助言を与えた者、研究を支援した者については著者には含めないこととし、謝辞等で述べる。先頭著者は主著者が望ましい」とありますが、これは至極当然のモラルとして研究者すべてが共有すべき規範であります。

北日本漁業経済学会は学術団体として、こうした原則は今後ともいささかも曲げるものではありません。当該論文は上記規範に抵触すると言わざるを得ず、掲載取り消し措置は全く正当であることをここに改めて確認しておきます。

ただ、今回の問題については、事実の評価の社会相当性について、当学会の対応に必ずしも適切ではなかった面があることは率直に認め、会員みなさまにご心配・ご迷惑をおかけしたことを学会を代表してお詫びいたします。

2011 年 6 月 28 日

北日本漁業経済学会

会長 池田 均